



### 《社会環境の変化等を踏まえた見直し》

#### ○老人医療費助成事業

高齢者を取り巻く社会環境や国民意識の変化等に対応し、助成対象を低所得者に重点化するとともに、低所得者基準の見直しを行います。

[実施時期]

平成 21 年 7 月

[経過措置]

制度対象外となる現行の低所得者Ⅱ基準の人について、2年間（平成 21 年 7 月～23 年 6 月）の経過措置

平成 20 年 7 月～平成 21 年 7 月～平成 23 年 7 月～

一般 2割負担			非課税世帯 〔本人の年金収入211万円 (扶養親族1人の場合)〕
低所得者Ⅱ 2割負担	経過措置		非課税世帯で本人の年金収入 を加えた所得が80万円以下 世帯全員が年金収入80万円以 下かつ所得がないこと
低所得者Ⅰ 1割負担			世帯全員が年金収入65万円以 下かつ所得がないこと

### 《関連制度との均衡を考慮した見直し》

#### ○重度障害者医療費助成事業

自立支援医療制度の創設による新たな所得制限の導入に伴い、自立支援医療制度との整合を図るため、これを上回っている現行の所得制限を見直します。また、一部負担金についても、自立支援医療制度の最低負担限度額に準拠した見直しを行います。

低所得者の基準についても範囲を広げます。

[実施時期]

平成 21 年 7 月

[経過措置]

制度対象外となる現行の対象者について、2年間（平成 21 年 7 月～23 年 6 月）の経過措置

〈自立支援医療〉〈重度障害者医療〉

平成 20 年 7 月～平成 21 年 7 月～平成 23 年 7 月～

対象外			特別障害者手当の 所得制限を準用
負担限度額 5,000円～ 4万200円	一般 外来500円	経過措置 外来900円	市町村民税所得割 税額23.5万円未満
		一般 外来600円	
低所得者 負担限度額 2,500円	低所得者 外来300円	低所得者 外来400円	年金収入80万円以 下、もしくは年金 収入を加えた所得 80万円以下 年金収入65万円か つ所得がないこと



《関連制度との均衡を考慮した見直し》

○乳幼児等医療費助成事業

重度障害者医療費助成事業に準拠し、所得制限、低所得者の範囲および一部負担金を見直します。

〔実施時期〕

平成 21 年 7 月

〔経過措置〕

制度対象外となる現行の対象者について、2年間（平成 21 年 7 月～23 年 6 月）の経過措置

〈自立支援医療〉

〈乳幼児等医療〉

平成20年7月～平成21年7月～平成23年7月～

児童手当特例給付の所得制限を準用

対象外
負担限度額 5,000円～ 4万200円
低所得者 負担限度額 2,500円

一般 外来700円	経過措置 外来1,200円	
	一般 外来800円	
低所得者 外来500円	低所得者 外来600円	

市町村民税所得割  
税額23.5万円未満

年金収入80万円以下、  
もしくは年金収入を  
加えた所得80万円以下

年金収入65万円かつ  
所得がないこと

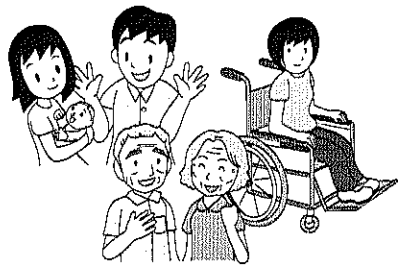
《関連制度との均衡を考慮した見直し》

○母子家庭等医療費助成事業

重度障害者医療費助成事業に準拠し、一部負担金を見直します。

〔実施時期〕

平成 21 年 7 月



**入院助成の対象を  
中学生まで拡大**

乳幼児等医療について、これまで小学六年生までだった入院助成の対象を、中学三年生まで拡大します。

小学四年生から中学三年生の人には受給者証の交付がありませんので、入院した場合は、いったん医療機関などの窓口で自己負担額(医療費の三割)を支払っていただき、後日、区役所・支所の介護医療係へ申請すると、助成を受けることができます。(ただし所得制限があります。)

# 7月から 福祉医療費助成制度が変わります

県の制度変更に伴って

福祉医療費助成制度は、医療機関などで健康保険証と合わせて受給者証を提示すると、自己負担が軽減される制度です。県の助成制度の変更に伴い、市の福祉医療費助成制度も、七月から変更します。

所得制限の  
基準などが変更

制度を将来にわたって安定したものにするため、所得制限の基準や一部負担金の見直しを行います(左表参照)。

なお、今回の見直しにより対象から外れる人のうち、一定の基準を満たす人には、二十一年七月から二年間の経過措置を設けます。

6月下旬に  
受給者証を送付

現在、六月末まで有効の受給者証を持っており、七月以降も引き続き対象となる人(経過措置者含む)に、新しい受給者証を六月下旬に送付します。

七月からは、新しい受給者証を、健康保険証と合わせて医療機関などに提示してください。

**問** 国保年金医療課(322・5222、322・6041)

主な変更内容		
老人医療	対象者	【所得制限基準の見直し】 本人および同一世帯の人に市民税(均等割・所得割)が課税されていない人
乳幼児等医療	対象者	【対象者の拡大】 入院助成を中学3年生まで拡大 【所得制限基準の見直し】 市民税の所得割額(住宅借入金等特別税額控除および寄付金税額控除前)が23万5,000円未満の人 【経過措置者】 市民税の所得割額が23万5,000円以上で児童手当特例給付の所得制限額未満の人
	一部負担金	【外来一部負担金の見直し】 1歳以上は1医療機関などにつき1日上限800円(低所得者600円、経過措置者1,200円)を月2回まで
重度障害者医療 高齢重度障害者医療	対象者	【所得制限基準の見直し】 市民税の所得割額(住宅借入金等特別税額控除および寄付金税額控除前)が23万5,000円未満の人 【経過措置者】 市民税の所得割額が23万5,000円以上で特別障害者手当給付の所得制限額未満の人
	一部負担金	【外来一部負担金の見直し】 1医療機関などにつき1日上限600円(低所得者400円、経過措置者900円)を月2回まで
母子家庭等医療	一部負担金	【入院一部負担金の見直し】 1割負担で月2,400円(低所得者1,600円、経過措置者3,600円)まで。ただし、中学生以下の入院にかかる一部負担金は、申請により払い戻しあり

※低所得者(乳幼児等(高齢)重度障害者、母子家庭等)：所得制限基準の判定対象となる人のいずれもが市民税非課税で、年収入80万円以下か年収入を加えた所得が80万円以下の人

## 市街化区域と市街化調整区域との 区分(線引き)を見直しました

快適で暮らしやすい  
まちに

市は、市民・事業者との協働と参画で、快適で暮らしやすいまちづくりを進めています。

このたび、市街化区域と市街化調整区域との区分(線引き)の見直しを行いました。これは、二十年度から、みなさんの意見を聞きながら都市計画の変更手続きを進め、四月に決定したものです。

無秩序な市街化を  
防ぐため

この線引きは、市街化を進める区域と抑制する区域を分けることで、無秩序な市街化を防ぎ、計画的なまちづくりを進めるために進めています。

線引きは、おおむね五年ごとに見直ししており、今回は、少子高齢社会の進行や環境問題などを踏まえて決定しました。

都市計画を進める  
ための方針も見直し

線引きと併せて、主な都市計画を決めるときの指針となる「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などについても見直しました。

今後、これらの方針などに基づき、計画的なまちづくりを進め、より良いまちを実現していきます。

**問** 都市計画総局計画課  
(322・5480、322・6041)

### 用語解説

- ▶市街化区域=すでに市街地となっている区域や、おおむね10年以内に、優先して計画的に市街化を進める区域
- ▶市街化調整区域=豊かな自然環境や農地などを守るとともに、無秩序な土地利用を防ぐため、市街化を抑制する区域

### 見直し後の線引きの確認は

ホームページ (<http://www.city.kobe.lg.jp/business/plan/search/>) か都市計画総局計画課(市役所2号館4階)で閲覧できます

### 都市計画とは

土地利用や公園・道路の整備などについて計画を定め、それを実現するためにさまざまな規制や誘導、事業などを実施することです。

これらの手続きは、都市計画法に基づいて行います。今回見直しを行った線引きや方針も、この法律の規定に従って定めています。

# 福祉医療費助成制度の見直しについて（平成21年7月1日から福祉医療費助成制度が変わります。主な内容は次のとおりです。）

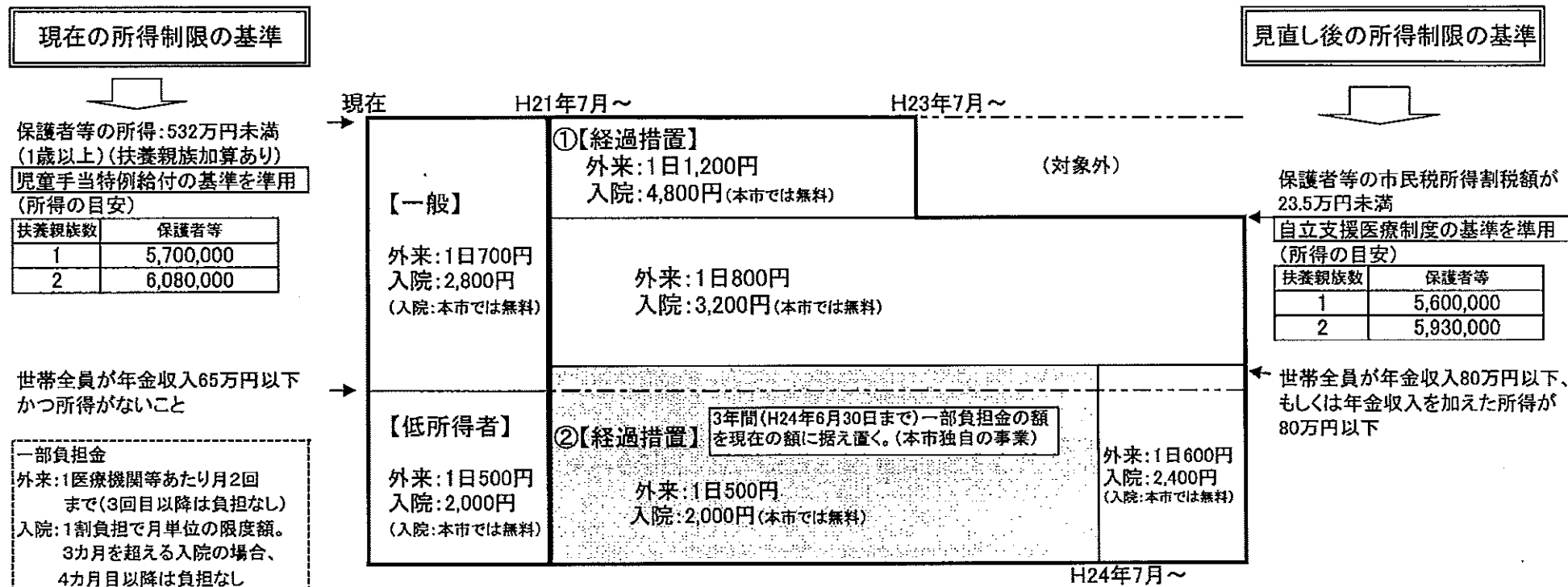
## 【乳幼児等医療費助成】 市 部分は本市独自の事業

	県制度	市制度
対象者	外来、入院とも9歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児等(小学3年生まで)	外来…県制度どおり 入院…小学6年生まで → 中学3年生まで(H21年7月1日～)
一部負担金	外来、入院とも一部負担金有り(下図参照)	外来…5歳未満児まで無料 入院…小学6年生まで無料 → 中学3年生まで無料(H21年7月1日～)

### 《見直しの内容》

- ◎ 障害者医療費助成に準拠して、所得制限の基準、一部負担金の額を見直すとともに、低所得者基準を拡大します。
- ◎ 新たな所得制限の基準を上回る現行制度の対象者については、2年間(平成21年7月～平成23年6月)助成を継続する経過措置を設けます。(下図①)
- ◎ 低所得者の負担の軽減を図る観点から、「低所得者」区分の一部負担金を3年間(平成21年7月～平成24年6月)現在の額に据え置く経過措置を設けます。…下図② 【本市独自の事業】
- ◎ 入院の対象者を現在の「小学6年生まで」から「中学3年生まで」に拡大し、負担(保険診療分)を無料とします。また、外来について、0歳児から5歳未満児まで一部負担金を無料としている本市独自の事業は見直し後も継続します。 【本市独自の事業】

### 《イメージ図》



福祉医療費助成制度の見直しについて（平成21年7月1日から福祉医療費助成制度が変わります。主な内容は次のとおりです。）

【母子家庭等医療費助成】 一部部分は本市独自の事業

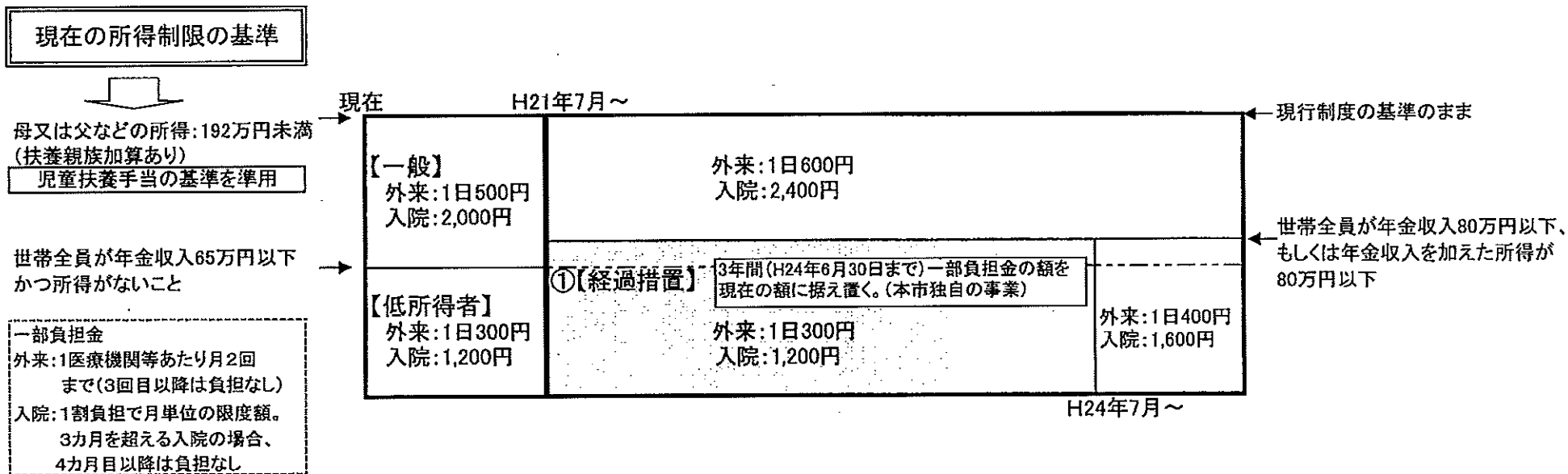
対象者	母子・父子家庭で18歳に達した年度の末までの児童又は20歳未満の高校在学中の児童とその児童の母又は父及び遺児となっている児童
-----	----------------------------------------------------------------

《見直しの内容》

◎ 障害者医療費助成に準拠し、一部負担金の額を見直すとともに、低所得者基準を拡大します。（所得制限の基準は現行制度のままです。）

◎ 低所得者の負担の軽減を図る観点から、「低所得者」区分の一部負担金を3年間（平成21年7月～平成24年6月）現在の額に据え置く経過措置を設けます。…下図① 【本市独自の事業】

《イメージ図》



福祉医療費助成制度の見直しについて（平成21年7月1日から福祉医療費助成制度が変わります。主な内容は次のとおりです。）

【障害者（児）医療費助成（高齢障害者医療費助成を含む）】           部分は本市独自の事業

対象者	県制度(重度の方のみ対象)		市制度(中度の方まで対象を拡充)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障害者手帳1～4級の人</li> <li>○療育手帳A、B(1)判定の人</li> <li>○精神障害者保健福祉手帳1・2級の人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障害者手帳1・2級の人</li> <li>○療育手帳A判定の人</li> <li>○精神障害者保健福祉手帳1級の人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障害者手帳3・4級の人</li> <li>○療育手帳B(1)判定の人</li> <li>○精神障害者保健福祉手帳2級の人</li> </ul>

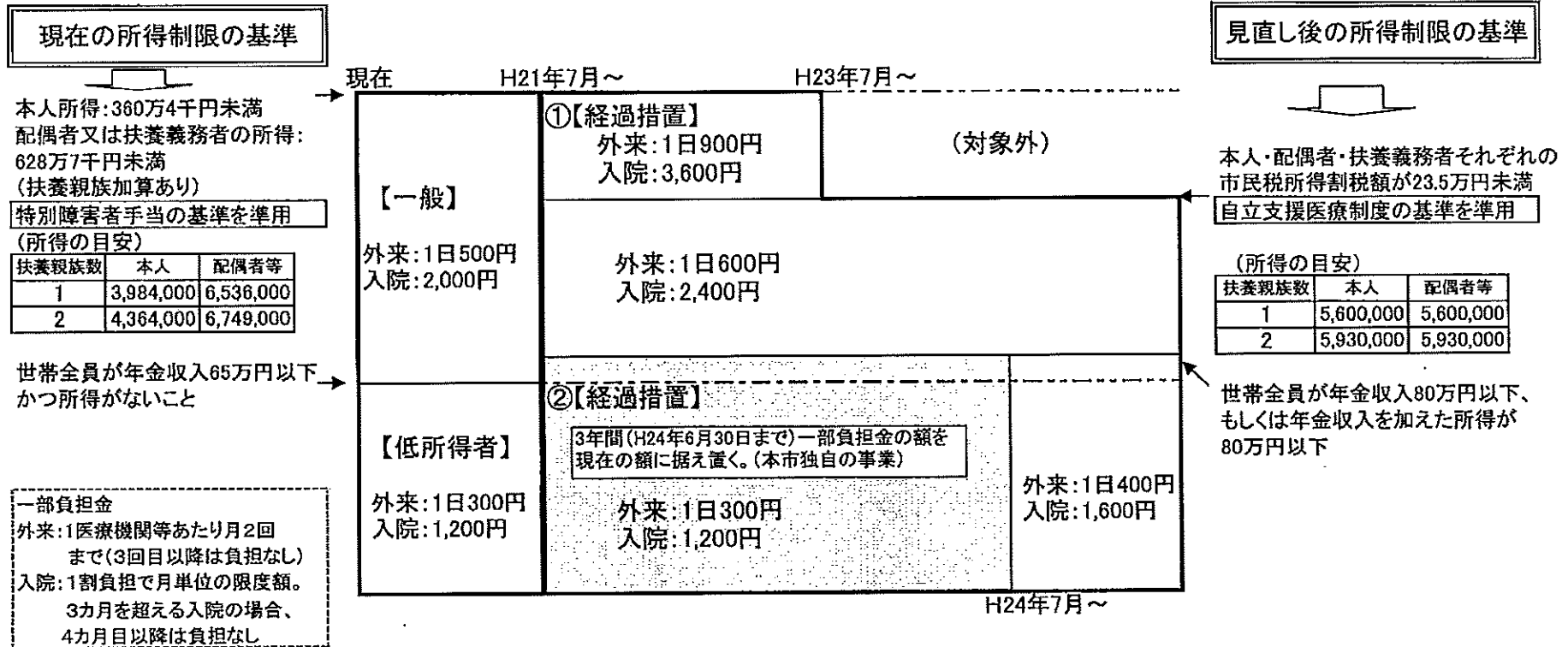
《見直しの内容》

- ◎ 自立支援医療制度との整合を図る観点から、所得制限の基準、一部負担金の額を見直すとともに、低所得者基準を拡大します。
- ◎ 新たな所得制限の基準を上回る現行制度の対象者については、2年間(平成21年7月～平成23年6月)助成を継続する経過措置を設けます。…下図①

◎ 低所得者の負担の軽減を図る観点から、「低所得者」区分の一部負担金を3年間(平成21年7月～平成24年6月)現在の額に据え置く経過措置を設けます。…下図② 【本市独自の事業】

※ 助成対象を中度の方まで拡充している本市独自の事業は、見直し後も継続します。

《イメージ図》



福祉医療費助成制度の見直しについて（平成21年7月1日から福祉医療費助成制度が変わります。主な内容は次のとおりです。）

【老人医療費助成】   部分は本市独自の事業

対象者	市民税非課税である65歳以上70歳未満の人
-----	-----------------------

《見直しの内容》

◎ 助成対象を低所得者に重点化するとともに、低所得者基準を拡大します。

→ 現在の「一般」区分(下図①)、「低所得Ⅱ」区分の一部の人(下図②)は、平成21年7月1日から対象外となります。

ただし、所得制限の見直しによって対象外となる方について、次の経過措置を設けます。(経過措置終了後は、助成対象外となりますので、ご注意ください。)

◎ 下図①に該当する人については、6カ月間(平成21年7月～12月)助成を継続します。【本市独自の事業】

◎ 下図②に該当する人については、2年間(平成21年7月～平成23年6月)助成を継続します。

《イメージ図》

現在の所得制限の基準

見直し後の所得制限の基準

本人が属する世帯内に市民税課税所得が145万円以上ある65歳以上の人がいない。又は世帯内の65歳以上の人の収入の合計が520万円未満

市民税非課税世帯  
・年金収入211万円以下(扶養親族1人の場合)

世帯全員が年金収入65万円以下かつ所得がないこと

現在	H21年7月～	H22年1月～	H23年7月～
【一般】 2割負担 外来: 12,000円 入院: 44,400円	①【経過措置】 H21年12月31日までの6カ月間助成対象とする。	(対象外)	
【低所得Ⅱ】 2割負担 外来: 8,000円 入院: 24,600円	②【経過措置】H23年6月30日までの2年間		(対象外)
	2割負担 外来: 8,000円 入院: 24,600円		
【低所得Ⅰ】 1割負担 外来: 8,000円 入院: 15,000円	1割負担 外来: 8,000円 入院: 15,000円		

市民税非課税世帯で本人の年金収入80万円以下もしくは年金収入を加えた所得が80万円以下  
世帯全員が年金収入80万円以下かつ所得がないこと

※上記の金額は、外来・入院とも月単位の負担限度額で外来は個人ごと、入院は外来・入院を含めた世帯ごとの金額です。